

国土交通省の「接触ルール」(概要)

第1条 (目的)

- 国土交通大臣は、区域整備計画の認定を行う立場にあることから、厳格な接触ルールを定め、公正性・透明性の確保を徹底する。

第2条 (定義)

- 「政務三役」、「職員」、「IR事業者等」、「面談」などについて定義。

※「面談」：儀礼的な挨拶にとどまらず、IR整備法の国交大臣の事務に関する具体的な話題に及ぶもの

第3条 (政務三役が行う面談)

- 政務三役は、あらかじめ、面談に該当するかどうかについて確認し、該当するときは、面談に職員を同席させる。

第4条 (職員が行う面談)

- 職員が行う面談は、複数の職員により対応することとし、事前事後に上司に報告する。

第5条 (面談における留意事項)

- 面談は、原則として、庁舎内において行う。施設の視察等を行う必要がある場合は、この限りでない。
- 特定のIR事業者等を優遇しているとの疑念を生じないよう留意するとともに、特定のIR事業者等に不当に有利又は不利にならないように、情報提供は、公平・公正に行う。

第6条 (面談の記録の作成及び公表)

- 面談を行ったときは、面談の記録を作成し、区域認定日より10年後まで保存する。
- 面談の記録は、情報公開法の規定に従い、不開示情報を除いて開示される。

第7条 (面談以外の接触における留意事項)

- 電話、メール又はFAXのやり取りは、日程調整等の事務連絡等にとどめ、職員は、そのやり取りを、上司に報告する。

第8条 (適用期間)

- このルールは、基本方針の決定日から適用する。